

くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和 7 管理年度（令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの期間をいう。）における漁業法第 16 条第 1 項に掲げる知事管理漁獲可能量を次のとおり変更したので、同条第 4 項の規定に基づき公表する。

令和 8 年 2 月 16 日

神奈川県知事 黒岩祐治

第一 くろまぐろ（小型魚）

- 1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量

65.2 トン

- 2 知事管理区分に配分する数量等

都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量のうち 0.4 トンを留保とし、残りを次の通り知事管理区分に配分する。

知事管理区分	配分する数量
神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（4月から6月まで）	1.0 トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（7月から9月まで）	1.5 トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（10月から12月まで）	8.5 トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（1月から3月まで）	8.7 トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（4月から6月まで）	4.9 トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（7月から9月まで）	10.0 トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（10月から12月まで）	17.5 トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（1月から3月まで）	12.7 トン

第二 くろまぐろ（大型魚）

- 1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量

32.7 トン

- 2 知事管理区分に配分する数量

都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量のうち 0.5 トンを留保とし、残りを次の通り知事管理区分に配分する。

知事管理区分	配分する数量
神奈川県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業	24.1 トン
神奈川県くろまぐろ（大型魚）定置漁業	8.1 トン

くろまぐろに関する令和7管理年度における神奈川県知事管理漁獲可能量 新旧対照表

変 更 後	変 更 前																				
<p>くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和7管理年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間をいう。）における漁業法第16条第1項に掲げる知事管理漁獲可能量を次のとおり変更したので、同条第4項の規定に基づき公表する。</p> <p><u>令和8年 月 日</u></p> <p style="text-align: right;">神奈川県知事 黒岩祐治</p> <p>第一 くろまぐろ（小型魚）</p> <p>1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量 65.2トン</p> <p>2 知事管理区分に配分する数量等 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量のうち <u>0.4</u> トンを留保とし、残りを次の通り知事管理区分に配分する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">知事管理区分</th> <th style="text-align: center;">配分する数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（4月から6月まで）</td> <td style="text-align: center;">1.0トン</td> </tr> <tr> <td>神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（7月から9月まで）</td> <td style="text-align: center;">1.5トン</td> </tr> <tr> <td>神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（10月から12月まで）</td> <td style="text-align: center;">8.5トン</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	知事管理区分	配分する数量	神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（4月から6月まで）	1.0トン	神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（7月から9月まで）	1.5トン	神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（10月から12月まで）	8.5トン			<p>くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和7管理年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間をいう。）における漁業法第16条第1項に掲げる知事管理漁獲可能量を次のとおり変更したので、同条第4項の規定に基づき公表する。</p> <p><u>令和8年2月4日</u></p> <p style="text-align: right;">神奈川県知事 黒岩祐治</p> <p>第一 くろまぐろ（小型魚）</p> <p>1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量 65.2トン</p> <p>2 知事管理区分に配分する数量等 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量のうち <u>4.8</u> トンを留保とし、残りを次の通り知事管理区分に配分する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">知事管理区分</th> <th style="text-align: center;">配分する数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（4月から6月まで）</td> <td style="text-align: center;">1.0トン</td> </tr> <tr> <td>神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（7月から9月まで）</td> <td style="text-align: center;">1.5トン</td> </tr> <tr> <td>神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（10月から12月まで）</td> <td style="text-align: center;">8.5トン</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	知事管理区分	配分する数量	神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（4月から6月まで）	1.0トン	神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（7月から9月まで）	1.5トン	神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（10月から12月まで）	8.5トン		
知事管理区分	配分する数量																				
神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（4月から6月まで）	1.0トン																				
神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（7月から9月まで）	1.5トン																				
神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（10月から12月まで）	8.5トン																				
知事管理区分	配分する数量																				
神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（4月から6月まで）	1.0トン																				
神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（7月から9月まで）	1.5トン																				
神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（10月から12月まで）	8.5トン																				

神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（1月から3月まで）	<u>8.7</u> トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（4月から6月まで）	4.9 トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（7月から9月まで）	10.0 トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（10月から12月まで）	17.5 トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（1月から3月まで）	<u>12.7</u> トン

神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（1月から3月まで）	<u>6.3</u> トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（4月から6月まで）	4.9 トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（7月から9月まで）	10.0 トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（10月から12月まで）	17.5 トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（1月から3月まで）	<u>10.7</u> トン

第二 くろまぐろ（大型魚）

1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量
32.7 トン

2 知事管理区分に配分する数量

都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量のうち 0.5 トンを留保とし、残りを次の通り知事管理区分に配分する。

知事管理区分	配分する数量
神奈川県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業	24.1 トン
神奈川県くろまぐろ（大型魚）定置漁業	8.1 トン

第二 くろまぐろ（大型魚）

1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量
32.7 トン

2 知事管理区分に配分する数量

都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量のうち 0.5 トンを留保とし、残りを次の通り知事管理区分に配分する。

知事管理区分	配分する数量
神奈川県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業	24.1 トン
神奈川県くろまぐろ（大型魚）定置漁業	8.1 トン

下線部が変更箇所

小型魚における留保枠開放のイメージ

留保枠合計 4.8 トン

漁獲枠消化状況		定置漁業		
		80%未満 (残り 2.2 トン以上)	80~100% (残り 0~2.2 トン)	100%以上
漁船漁業	80%未満 (残り 1.3 トン以上)	<ul style="list-style-type: none"> 漁船漁業に 2.4 トンを配分 定置漁業に 2.0 トンを配分 0.4 トンは留保枠 	<ul style="list-style-type: none"> 定置漁業に 3.0 トンを配分 漁船漁業に 1.5 トンを配分 0.3 トンは留保枠 	<ul style="list-style-type: none"> 定置漁業に 3.0 トンを配分。なお超過する場合は超過分を配分。 漁船漁業に 1.5 トンを配分 定置漁業の超過分が 3.0 トンを超えた場合は、超過分を配分し、その残りから 0.2 トンを引いた分を漁船漁業に配分
	80%以上 (残り 0~1.3 トン)		<ul style="list-style-type: none"> 漁船漁業に 2.4 トンを配分 定置漁業に 2.0 トンを配分 0.4 トンは留保枠 	<ul style="list-style-type: none"> 定置漁業に超過分を配分 0.2 トンを留保枠のままとし、残余がある場合は漁船漁業に配分